

NPO 法人そばネットジャパン  
公認そば打ち教室開設指針

そばネットジャパン技能検定部長

令和2年9月12日制定

令和5年4月1日(そばづくりリストをそばリストに修正)

- 1 公認そば打ち教室は、公認そば打ち教室実施要項(以下「教室実施要項」という。)  
「第5条公認そば打ち教室の活動」に定める活動とするが、この活動に限定されるものではない。但し、この要項の示す範囲を極端に逸脱しない範囲の活動に収めること。
- 2 教室は、本要項が定める必要な設備、場所、用具類等が確保され、かつそばリストの育成を期待し得る指導体制が出来ていること。
- 3 教室要項第4条3項に規定する運営責任者は師範又は准師範とし、原則として当該団体正会員に所属する者とし、やむを得ない事情があるときは技能検定部と協議するものとする。
- 4 指導体制(以下「従事指導者」という。)は、所属団体内に3名以上のそばづくりリスト四段位認定者が確保できていること。また、その内1名以上は師範もしくは准師範(そばリスト六段位)であること。  
ただし、当該所属団体以外から支援を得て体制を確保する時は、従事指導者は以下の要件に該当する者を持って充てること。
  - ① 従事指導者は、開催日の8割以上が教室に参加指導できること。
  - ② 従事指導員は、そばに関する知識、技能を有し手打ちそば伝道師の養成を期待できること。
- 4 公認そば打ち教室の申請には、「教室募集要項(案内)」又は「活動計画案」等の提出をすることとする。